

沼津市経済変動対策資金利子補給事業の取扱の流れ

申し込み	静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症枠）の申込後（※1）に、金融機関または本人により申請書を市商工振興課窓口へ提出。 （※1）融資実行後2か月以内。	
	提出書類	(1)沼津市経済変動対策資金利子補給金交付申請書（第1号様式） (2)静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）による融資を受けたことが分かる資料 ※保証決定の通知書及び金銭消費貸借契約書の写し等 (3)借入金融機関の発行する償還表の写し (4)納税証明書等市税の納税について確認できる書類

申請書及び返済予定額に従い、市から本人に交付決定通知書を送付。

市から本人に交付申請手続きのお知らせを送付。（上期：8月、下期2月）

交付申請 （概算払い）	【申請に基づき1.6%以内の利子補給を行います。】 申請書類に記入をして、金融機関または本人により市商工振興課窓口へ提出。	
	提出書類	(1)利子補給金概算払支払請求書（第2号様式） (2)元金及び利子支払証明書（第3号様式）
	提出期限	上期：9月1日から9月14日 下期：3月1日から3月14日

利子補給金交付（概算払い）

市から本人に交付申請手続きのお知らせを送付。（貸付から3年経過時）

交付申請 （確定）	【前回申請後から残りの期間に対して1.6%以内の利子補給を行います。】 実績報告書等を金融機関または本人により市商工振興課窓口へ提出。	
	提出書類	(1)実績報告書（第5号様式） (2)元金及び利子支払証明書（第3号様式）
	提出期限	通知により定める日まで

実績報告書等に従い、市から本人に確定通知書を送付

利子補給金 交付	申請書類に記入をして、金融機関または本人により市商工振興課窓口へ提出。	
	提出書類	(1)利子補給金支払請求書（第6号様式）
	提出期限	速やかに

利子補給金交付

※交付決定通知書に記載された交付決定額に変更があった場合は、別途、変更承認申請の手続きがあります。